

# 適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省） 及び本市の再編整備の選定基準

# 国が示す適正な学校規模の条件

## 学校教育法施行規則

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※中学校においては、第七十九条において小学校の規定を準用している。

## 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(適正な学校規模の条件)

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

# 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（要旨） （平成27年1月27日 文部科学省）



※「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議（第1回）  
資料2（P.25～P.26）から引用

## 1 基本的な考え方と手引の位置付け

（基本的な考え方）

- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの。
- 学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うか、休校した学校の再開を検討するかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情（学校が都市部にあるのか過疎地にあるのか等）に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断。
- コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要。特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重。

（手引の位置付け）

- 必ずしも検討が進んでいない市町村も多く、検討に必要な資料の提供等の国による支援が求められている。
- 学校規模適正化や小規模校の充実策の検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめ、各自治体の主体的な取組を総合的に支援する方策の一環として策定するもの。

## 2 学校規模の適正化

○学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理。

○その上で、学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合の対応の大まかな目安について、学級数の状況毎に区分して提示。

### 【学校小規模化の影響の例】

- （学校運営上の課題）
- ・クラス替えができず人間関係が固定化
  - ・集団行事の実施に制約
  - ・部活動の種類が限定
  - ・授業で多様な考えを引き出しにくい 等

- （児童生徒への影響）
- ・社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
  - ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
  - ・多様な物の見方や考え方に触れることが難しい 等

### 【提示例】小学校（1～5学級）複式学級が存在する規模

概ね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。  
地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

## 3 学校の適正配置（通学条件）

- スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準（小学校：4km以内、中学校：6km以内）に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示。  
⇒1時間以内を一応の目安として、市町村が判断  
（適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提）

## 4 学校統合を検討する場合の留意事項

- 保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら検討を進める上での工夫例を提示。

**（内容例）**

<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>統合の適否に関する合意形成</b></li><li>・小規模の課題の可視化と共有</li><li>・統合効果の共通理解</li><li>・保護者や地域代表が参画した統合プランの検討</li><li>・住民アンケートの実施 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>魅力ある学校作り</b></li><li>・教育課程特例校制度等を活用した魅力的なカリキュラムの導入</li><li>・コミュニティ・スクールの推進</li><li>・小中一貫教育の導入</li><li>・施設設備の充実 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>統合により生じる課題への対応</b></li><li>・バス通学による体力低下への対応</li><li>・児童生徒の環境適応支援</li><li>・廃校校舎の地域拠点としての活用 等</li></ul>
---	---	--

## 5 小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

○小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるような様々な工夫例を提示。

### （内容例）

#### ●小規模校の良さを活かす方策

- ・少人数であることを生かした教育活動（外国語の指導や実技指導等）の徹底
- ・個別指導・繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着
- ・地域の自然・文化・産業資源等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実 等

#### ●小規模校の課題を緩和する方策

- ・小中一貫教育による一定の学校規模の確保
- ・社会教育施設等との複合化による教育活動の充実
- ・ICTの活用による他校との合同授業
- ・小規模校間のネットワークの構築 等

## 6 休校した学校の再開

○地域全体の振興策を総合的に検討する中で、一旦休校とした学校を再開させる取組に関して、具体的な工夫例を提示。

### （内容例）

#### ●一旦休校とした学校の再開に向けた工夫

- ・学校選択制の部分的導入等により人口集中地域から生徒を集める工夫
- ・山村留学・漁村留学の積極的な受け入れ
- ・学校再開を想定した休校の校舎等の維持・活用（宿泊可能な設備の整備、伝統文化の保存・継承組織の活動拠点や芸術家村としての活用） 等

#### ●再開後の小規模校の活性化

- ・小規模校のメリット最大化・デメリット最小化策の重要性
- ・地域の豊かな自然や地域住民とのふれあいの機会等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・国の支援メニューの活用（施設整備・スクールバス購入補助等）
- ・多様な工夫や支援の活用に関する文部科学省に対する直接相談 等

# 堺市小規模校基本方針（平成14年8月22日策定）



近年、出生率の低下が顕著な中で本市においてもその例外ではなく、小学校では、昭和56年度の95,248人をピークに、中学校では昭和61年度の45,509人をピークに減少し、小中学校の小規模化が進行している。

学校教育において、児童生徒の個性は、他人との比較の中から自覚されるものであり、異なる個性との磨き合いの中で育っていくものである。そのため、一定規模以上の集団の中での学び合いや相互の働きかけが、個性の伸長にとって大切である。

今年度から実施された新学習指導要領の中においても、学校の教育活動の重点としている「生きる力」を育成する上で、異なる個性をもつ多人数が相互に啓発し合い、切磋琢磨することが重要であると述べられている。

また、教育委員会では、平成10年7月に「21世紀に向けた堺市教育行政の在り方」について、堺市教育改革審議会に諮問し、同審議会から平成12年8月に答申を受理した。

教育委員会では本答申の趣旨や教育効果の観点を踏まえ、本市の小規模校の活性化に対する基本方針として次のとおり定める。

なお、この基本方針は、今後の国や府の動向も踏まえながら、必要に応じて改めていくものとする。

## 1 小規模校の活性化

学校の適正規模の基準については、学校教育法施行規則や義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令の定めにより、概ね12学級から24学級までが適正な学校規模とされている。

また、大阪府教育委員会の「教育改革プログラム（平成11年4月）」では、少なくとも12学級程度が望ましいとされていることを踏まえ、養護学級を除いた通常の学級数が11学級以下の小中学校については、複数学年又は近隣校との合同による学習活動及び小中学校間や地域との交流による授業等の方法により、その活性化に努めるものとする。

しかし、同学年の人数が少なすぎると、学校の大きなねらいである集団の持つ教育機能は十分に発揮しにくく、教育方法の創意工夫による活性化には限界があると考えられる。このため、次の選定基準に該当する過小規模の学校については、再編<sup>5</sup>整備に取り組むものとする。

# 堺市小規模校基本方針（平成14年8月22日策定）

## 【再編整備の選定基準】

- (1) 学校規模が養護学級を除く通常の学級数で6学級以下である。
- (2) 今後も児童生徒数の増加が見込みにくい。
- (3) 校区世帯数・人口が市平均を大きく下回っている。
- (4) 小学校の再編整備にあたっては、同一中学校区内とする。
- (5) 再編後も原則として1中学校区2小学校を維持する。
- (6) 再編後の学校規模が24学級を超えない。
- (7) 再編後の校区面積が市平均校区面積を突出しない。
- (8) 中学校で各学年複数学級となる場合は、再編整備の対象外とする。

## 2 再編整備の対象校及び時期

平成14年5月1日現在、選定基準に該当する市立湊小学校を市立湊西小学校に、市立晴美台東小学校を市立晴美台小学校に、それぞれ平成19年4月1日を目途に統合し、再編整備する。

## 3 地域別懇談会（仮称）の設置

再編整備にあたっては、校名や学校施設等に関する意見を聴くため、教職員及びPTA等の学校関係者、自治会等の地域住民の代表者並びに行政関係者により構成する地域別懇談会（仮称）を設置する。